

建築基準法第44条第1項第4号による包括的許可基準

平成28年4月27日

浜松市建築審査会承認

1 趣旨

次の基準に適合するものは、建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づき、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認め、浜松市建築審査会（以下「建築審査会」という。）の同意を得たものとして、許可（以下「法第44条第1項第4号許可」という。）することができるものとする。

2 基準

(1) 適用の範囲

自動車専用道路に設けられる休憩所、給油所、自動車修理所等で自動車専用道路の通行者の利便上必要と認められる施設であること。

(2) 構造

主要構造部は、不燃材料とする。

(3) 設置場所

自動車専用道路のサービスエリア、パーキングエリア内の車路と区別された部分であること。

3 建築審査会への報告

特定行政庁は、この基準による法第44条第1項第4号許可をしたときは、許可の後初めて開催される建築審査会に、許可に係る建築計画を報告しなければならない。

なお、建築審査会の同意の日付は許可の日付とする。

附 則 （平成28年4月27日）

この基準は、建築審査会の承認を受けた日から施行する。